

入 漁 ご 案 内

牧田川漁業協同組合

〒503-1614
大垣市上石津町一之瀬1854-1
TEL・FAX 0584-47-2866

当組合の漁場は、養老町の高田橋より上流の牧田川本流並に各支流です。鮎はその生息に適し、あまごは牧田川本流及び各支流に生息し、組合も毎年の増殖をはかっております。ます・うなぎ等其の他の雑魚の増殖にも努力いたしております。

1. 遊漁証の額

魚 種	漁 種・漁 法	遊 漁 料		現場徴収料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手 釣・竿 釣	解禁日 1,800円	6,000円	1,200円
雑 魚	手 釣・竿 釣	解禁日 1,000円	5,000円	1,000円
あ ゆ・雑 魚	投網(ていな)1張		12,000円	

遊漁証は組合事務所並びに各取扱店にて販売しておりますので必ずお買い求めの上入漁して下さい。 但し遊漁証なしで入漁中の場合は、入漁料のほかに鮎、雑とも現場徴収料を頂きます。幼児、小学生は無料です。中学生、心身障がい者の遊漁料は下記のとおりです。

区 分	遊 漁 料			
	あ ゆ		雑 魚	
	日 釣	年 釣	日 釣	年 釣
中学生・心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所有者、70才以上の者)	900円	3,000円	500円	2,500円
	現場徴収料 1,200円		現場徴収料 1,000円	

2. 採捕禁止、漁具、漁法の制限について

- ・あまごは10月1日より翌年1月31日まで採捕禁止、その他の期間は魚体15cm以下採捕禁止
- ・うぐいは4月1日より5月31日まで採捕禁止、その他の期間は魚体10cm以下採捕禁止
- ・いかり掛け(ヒッカケ) もり、やす等を用いる漁法は1月1日より8月15日まで採捕禁止
- ・濁りずくいは 5月11日より7月31日まで採捕禁止
- ・電流、瀬干し、ガラスびん、おけぶせ、水中銃は年中禁止
- ・その他毒物、毒薬、刺げき物は漁業法に違反します

3. 遊漁証は再交付できませんので紛失しないようにして漁業に従事する時は本証を所持し、監視員より提示を求められたときは速やかに之に応じて下さい。又本証を貸与、譲渡は出来ません。

4. 投網(ていな)の使用は投網解禁日よりです。尚、解禁日以前に使用された場合は漁業調整違反として、違反金又は告訴いたします。